

川西市みつなかホール友の会会員規約

(目的)

第1条 本規約は、川西市みつなかホール友の会（以下「本会」という。）の会員に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 本会への入会は、所定の手続により申込みを行い、会費を納入した時点で成立するものとする。

2 入会申込みを行った者は、本規約に同意したものとみなす。

(会員証)

第3条 本会は、会員に対し会員証を交付する。

2 会員証は会員本人に限り使用するものとし、第三者に貸与又は譲渡してはならない。

3 会員は、会員証の紛失、盗難又は登録内容に変更があった場合は、速やかに届け出るものとする。

4 会員証の紛失、盗難その他の事由により第三者に使用され、会員又はホールに損害が生じた場合は、会員の責に帰すべき事由があるときに限り、その責任を負うものとします。

(会費)

第4条 会費は、次のとおりとする。

(1) 個人会員 年額1,500円

(2) 法人会員 年額(1口)10,000円

2 既納の会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。ただし、公益財団法人川西市文化・スポーツ振興財団（以下「振興財団」という。）が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(会員特典)

第5条 会員は、振興財団の主催又は共催事業その他本会が指定する事業について、次の特典を受けることができる。

(1) チケットの割引購入（割引率及び対象事業は別途定める）

(2) チケットの優先予約

(3) 優待事業への参加

2 会員は、前項に定めるもののほか、川西市みつなかホール及び川西市キセラホール等で開催される催し物に関する情報の提供を受けることができる。

3 前2項の特典の内容、対象事業及び運用については、事業の内容、開催場所（川西市みつなかホール及び川西市キセラホール以外の会場を含む。）その他の事情により変更し、又は制限する場合がある。

(禁止事項)

第6条 会員は、次の行為を行ってはならない。

(1) 会員資格の不正使用

(2) 営利目的によるチケットの転売

(3) 虚偽の申告

(4) その他本会又はホールの運営を妨げる行為

(資格の取消し)

第7条 本会は、会員が次のいずれかに該当するときは、会員資格を取り消すことができる。

- (1) 本規約に違反したとき
- (2) 会費又はチケット代金等の支払いを怠ったとき
- (3) 会員として購入したチケットを営利目的で転売したと認められるとき
- (4) その他ホールの運営上著しい支障があると認められるとき

2 会員資格を取り消された場合であっても、本会に対する債務は免責されない。

(退会)

第8条 会員は、所定の手続により退会することができる。

2 退会に当たり、既納の会費は返還しないものとする。ただし、第4条第2項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

3 会員が届け出た住所又は連絡先に対し、相当期間連絡が取れない場合は、本会は当該会員を退会扱いとすることができる。

(個人情報の取扱い)

第9条 本会は、個人情報の保護に関する法律及び関係法令並びに公益財団法人川西市文化・スポーツ振興財団個人情報保護規程に基づき、会員の個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 会員の個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 入会手続及び会員管理のため
- (2) チケットの販売、発送及び関連する連絡のため
- (3) 公演情報、各種案内等の送付のため
- (4) サービス向上を目的とした分析等のため

3 本会は、次の場合を除き、会員の同意なく個人情報を第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- (3) 国又は地方公共団体の事務に協力する必要がある場合

4 前項の規定にかかわらず、施設の管理運営に必要な場合は、関係法令に基づき、川西市又は川西市が指定する者その他の関係者に対し、必要な範囲に限り個人情報を提供することができる。

5 本会は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のため、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(規約の変更)

第10条 本会は、本規約を変更することができる。

2 変更後の規約は、適切な方法により会員に周知するものとする。